

**1単位を有する剤型の場合
(錠剤、カプセル剤、坐剤等)**

1単位とは、1錠、1カプセル、1個(坐剤)、1包(顆粒剤)などの1回で使い切るための個別に包装された製剤1個分のことをいう。(予製を含む)

錠剤
坐剤等

処方せん等

調剤

調剤前

調剤中の汚染、誤調剤等

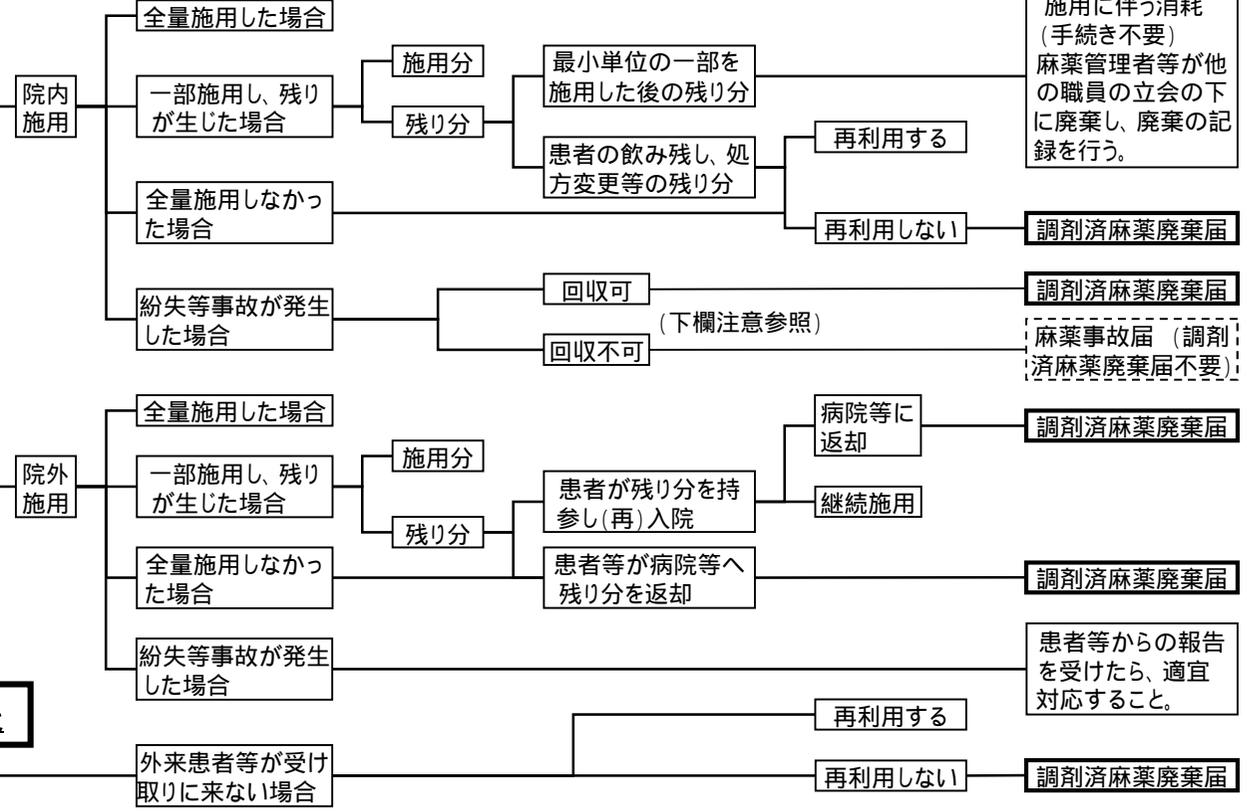
調剤前の事故(滅失、盗取、所在不明等)

調剤中に発生した1単位未満の残り

陳旧麻薬、業務廃止等により不要な麻薬

調剤後

払出し



(注意) 事故が起きた場合は、出来る限り回収に努めてください。
 また、一部回収した場合には、以下の両方を提出してください。
 ・回収分については、「麻薬廃棄届」もしくは「調剤済麻薬廃棄届」
 ・回収不可分については、「麻薬事故届」

院内施用の注射剤の場合
(アンプルに限る)

注射剤

仮払い伝票、処方せん等

払出し

アンプルカット
又は
包装フィルムの開封

調剤前

- カット中又は開封中の汚染、誤調剤、誤調製等
- 調剤前の事故(滅失、盗取、所在不明等)
- 陳旧麻薬、業務廃止等により不要な麻薬

調剤後

全量施用した場合

一回施用分を一部施用し、残りが生じた場合

施用分

残り分

施用器具内の残液

輸液内の残液

アンプル内の残液

施用に伴う消耗
(手続き不要)
麻薬管理者等が他の職員の立会の下に廃棄し、廃棄の記録を行う。

滅失等事故が発生した場合

麻薬事故届 (調剤済麻薬廃棄届不要)

中止等で全量施用しなかった場合

施用器具内の麻薬
輸液内の麻薬
アンプル内の麻薬

調剤済麻薬廃棄届

麻薬廃棄届

麻薬事故届
(麻薬廃棄届不要)

麻薬廃棄届

(注意) 患者への投薬準備が終了した状態、すなわち、注射器に充填し終わった状態、混注するものは、他の薬剤と混合し終わった状態を調剤後とみなします。

院外施用の注射剤の場合 (連続注入器等)

在宅患者に直接アンプル毎の交付はしないこと。

注射剤 処方せん等

アンプルカット
又は包装フィルム
の開封

調剤前

カット中又は開封中の汚染、誤調剤、誤調製等

調剤前の事故(滅失、盗取、所在不明等)

陳旧麻薬、業務廃止等により不要な麻薬

調剤後

調製

払出

全量施用した場合

一回施用分を一部施用し、残りが生じた場合

施用分

残り分

患者等が残り分を持参し(再)入院

継続施用せず、病院等に返却

継続施用

全量施用なかった場合

患者が病院等へ残り分を返却

紛失等事故が発生した場合

外来患者等が受け取りに来ない場合

調整後、往診医等が患者宅へ持参している間に発生した事故

調整後のアンプル内の残液

(注意) 患者等が一旦処方せんを持参し、再度来訪する旨
 告げ、退出した場合等が該当します。

施用に伴う消耗
(手続き不要)
麻薬管理者等が他の職員の立会の下に廃棄し、廃棄の記録を行う。

(手続き不要)
麻薬管理者等が他の職員の立会の下に廃棄し、廃棄の記録を行う。
 【平成10年12月22日付医薬麻第1854号麻薬課長通知】

患者等から報告を受けたら、適宜対応すること

調剤済麻薬廃棄届

麻薬事故届 (調剤済麻薬廃棄届不要)

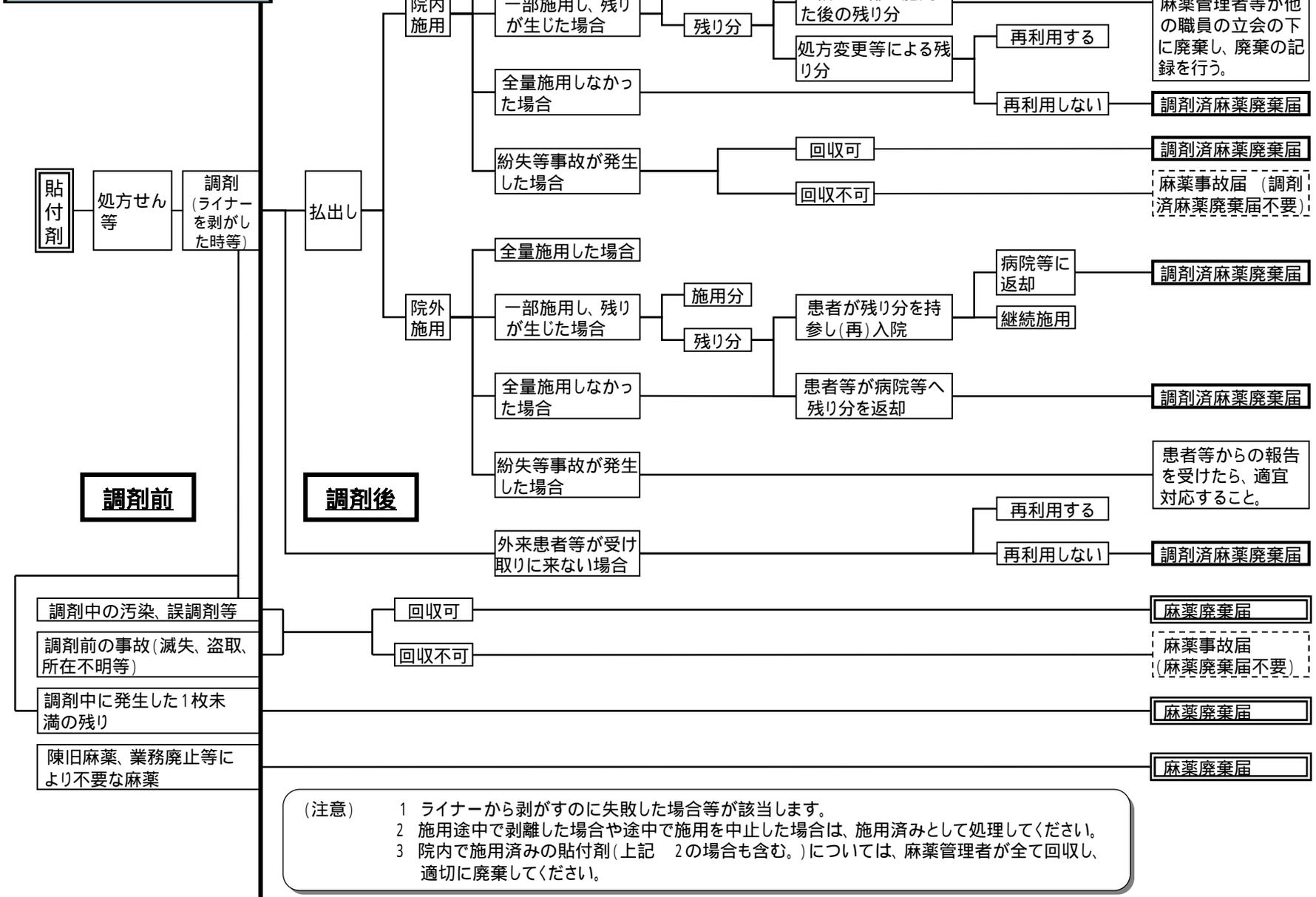
麻薬廃棄届

麻薬事故届
(麻薬廃棄届不要)

麻薬廃棄届

(注意) 患者への交付準備が終了した状態、すなわち、
 混注するものは他の薬剤と混合した上で、
 連続注入器等に充填し終わった状態を調剤後とみなします。

貼付剤の場合



(注意) 1 ライナーから剥がすのに失敗した場合等が該当します。
 2 施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合は、施用済みとして処理してください。
 3 院内で施用済みの貼付剤(上記 2の場合も含む。)については、麻薬管理者が全て回収し、適切に廃棄してください。

その他の場合
(液剤、散剤等)

液剤
散剤
等

処方せん
等

調剤

払出し

調剤前

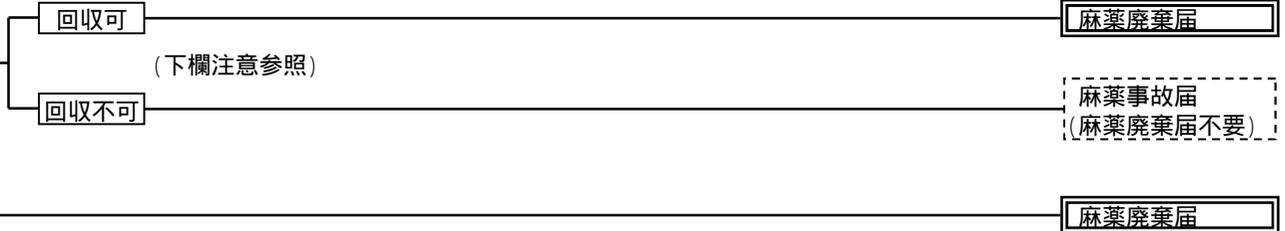
調剤後



調剤中の汚染、誤調剤等

調剤前の事故(滅失、盗取、
所在不明等)

陳旧麻薬、業務廃止等に
より不要な麻薬

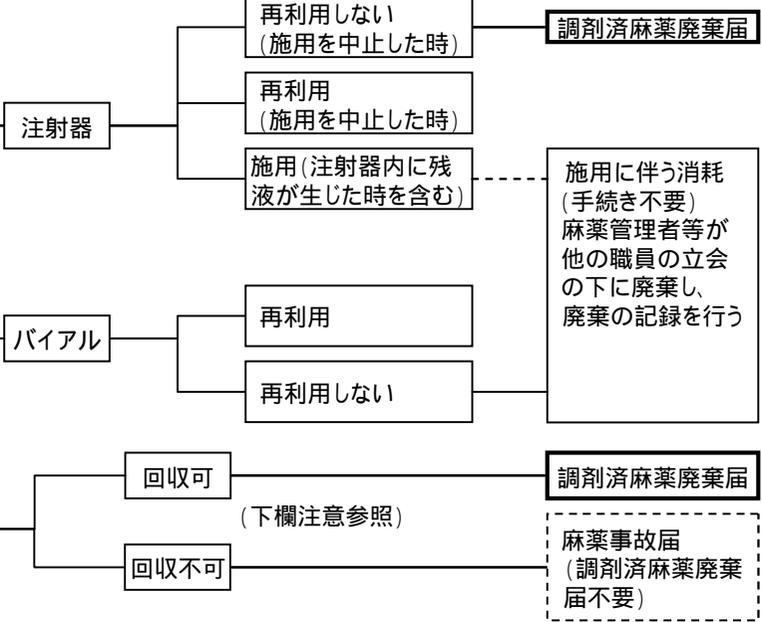
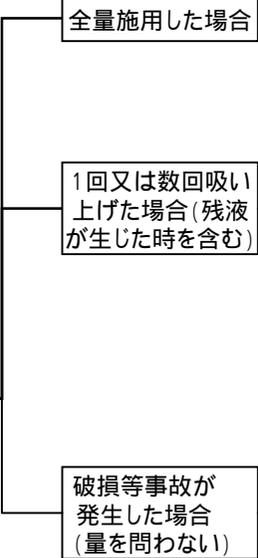


(注意) 事故が起きた場合は、出来る限り回収に努めてください。
また、一部回収した場合には、以下の両方を提出してください。
・回収分については、「麻薬廃棄届」もしくは「調剤済麻薬廃棄届」
・回収不可分については、「麻薬事故届」

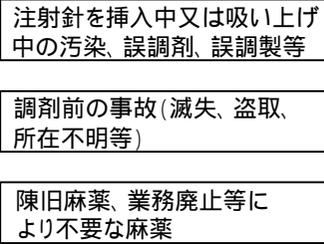
バイアル製剤の場合



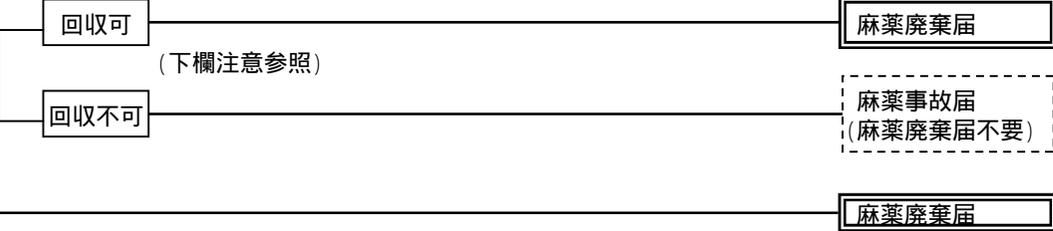
注射針を挿入し(溶解液を)吸い上げた時



調剤前



調剤後



(注意) 事故が起きた場合は、出来る限り回収に努めてください。
 また、一部回収した場合には、以下の両方を提出してください。
 ・回収分については、「麻薬廃棄届」もしくは「調剤済麻薬廃棄届」
 ・回収不可分については、「麻薬事故届」